

# 府中町結婚支援事業補助金 団体募集要領

## [ I ] 概要

この事業は、未婚化及び晩婚化を起因とする少子化に対処するため、結婚を希望する独身男女に、結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業を行う団体を支援することを目的としています。

### 1 交付の対象となる団体

この募集の対象となる団体は、町内に所在し、又は事業所を有する非営利の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 暴力団員及び暴力団関係者で構成され、又は経営に実質的に関与している団体及び暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (2) 宗教的活動及び政治的活動、その他思想等の宣伝・普及につながる活動を目的とするものではないこと。
- (3) 同一年度内に、この要綱の規定による補助金の交付決定を受けていないこと。

### 2 この補助金の対象となる事業の概要

補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 結婚を希望する20歳以上の独身男女に対して健全な出会いの機会と交流の場を提供すること。
- (2) 10人以上の男女が参加し、かつ、参加者総数に対する男女いずれかの割合が3割未満でないこと。
- (3) 参加者のおおむね過半数が町内に居住又は勤務していること。
- (4) 参加者に負担させる参加料等について、その軽減に努めていること。
- (5) 参加者に物品の購入等を求めない、及び勧誘しないこと。
- (6) 他の団体又は個人が主催する活動への参加ではないこと。
- (7) 宗教的活動及び政治的活動を目的とするものではないこと。
- (8) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (9) 実施年度の末日までに完了すること。

### 3 企画の実施期間

交付決定日後から年度末の2月末日まで

※交付決定前に開始する事業については対象外です。

### 4 補助企画数

予算の範囲内

### 5 この補助金の額

次の(1)に規定する補助対象経費の合計額の10分の10以内に相当する額で、府中町の予算の範囲内で1企画当たり上限額10万円以内とします。

#### (1) 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費とします。

経費区分	内容
報償費	外部講師やコンサルタント、イベント司会者等に係る謝金
旅費	外部講師等の交通費

印刷製本費・広告宣伝費	チラシ、ポスター、資料の印刷費等
消耗品費	文具類、材料等の購入費
通信運搬費	宅配・郵送料等
保険料	参加者等の傷害保険料等
手数料	振込手数料等
委託料	旅行の企画・手配、ポスター図案作成等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料、自動車借上料等
人件費	事業に従事した臨時職員の賃金
その他	その他町長が必要と認める経費

※ 次のような経費は補助対象外とします。詳細は子育て支援課に申請前にご相談ください。

- (1) 領収書等、支出が確認できる証拠書類がない経費
- (2) 事業者の事務所等の維持管理及び財産形成に係る経費
- (3) 事業者の構成員に対する謝礼、委託料及び人件費
- (4) 参加者に配布する景品、記念品等に係る経費
- (5) 参加者の飲食費、交通費及び宿泊費並びに事業運営スタッフの飲食費
- (6) 前各号に掲げる経費を含み、かつ、その明細が明らかでない経費
- (7) その他町長が適当でないとする経費

※ 補助金は、1事業年度において、1回のみ交付します。

※ 複数の事業をまとめて申請することも可能ですが、補助金の額として規定する額の範囲内とします。

## [Ⅱ]応募申請方法等

- 1 募集期間内に、府中町結婚支援事業補助金交付申請書【様式第1号】、事業計画書【様式第2号】、事業収支予算書【様式第3号】、誓約書【様式第4号】、及び下記資料（任意様式）を押印（朱肉によるものに限る。）のうえ、子育て支援課へ提出してください。

申請書類については、子育て支援課で配布するほか、子育て支援課のホームページからダウンロードできます。

### 【添付書類】

- (1) 団体の規約・会則や構成員名簿など団体の概要が分かる資料
- (2) 最近の活動実績が分かる資料
- (3) 参加者の住所又は勤務地及び独身であることの確認方法を示す資料

※ 申請後、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 2 募集期間

**令和8年6月19日（金）から令和8年8月21日（金）まで（消印有効）**

申請書類等は、持参又は郵送してください。

（持参の場合、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

## 3 特記事項

- (1) 申請書類は返却しません。
- (2) 申請内容について必要に応じて関係者などに事実内容の確認を行う場合があります。
- (3) 申請により、申請内容についての審査は非公開で行います。従って、選考過程や内容についてはお答えできませんので御了承ください。

### [Ⅲ]補助事業の決定・補助金の交付手続等

この補助金の交付対象となる事業は、応募の中から、事業の趣旨及び効果、実現性や経済性などを総合的に評価し町長が決定します。

#### 1 補助事業の決定

随時審査し文書で通知する予定です。

#### 2 補助金の交付

補助金交付は原則として事業実施後となります。

申請方法その他、ご不明の点は、子育て支援課にお問い合わせください。

#### 〈問合せ・申請先〉

府中町福祉保健部 子育て支援課

電 話 082-286-3163

FAX 082-283-5775

住 所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通3丁目5番1号